皇室事項

行幸

天皇陛下は、九月二十九日午後零時四十一分御出門、第百八十七回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同二時二十五分還幸になつた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月三十日午前九時四十分御出門、敬老の日にちなみ、練馬区老人クラブ連合会「老人大学教室」を御訪問のため、練馬区立練馬文化センター（練馬区）へ行幸啓、午後零時十一分還啓になつた。

御祝電

天皇陛下は、バヌアツ国大統領ボールドウィン・ジェイコブソン・ロンズデール閣下の大統領就任につき、九月三十日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十月一日中華人民共和国の国祭日につき、九月三十日同国主席閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十月一日キプロス国の独立記念日につき、九月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があつたので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十六年十月二日

金融庁長官　畑中龍太郎

人事推薦合同委員会規則の一部を次のように改正する。

第１条中「貸金戦略会議規則第３条第１項及び総務委員会規則第３条第１項の規定」を「貸金戦略会議規則第３条第１項、総務委員会規則第３条第１項及び研修規則第８条第１項の規定」に改める。

第３条第２項中「常任理事及び常任監事並びに総務委員会委員」を「常任理事、常任監事、総務委員会委員及び研修委員会委員」に改める。

第７条第２項中「委員は、」の次に「それぞれ」を加える。

附　則

この規則は、平成26年９月11日から改正施行する。

国家試験

第66回獣医師国家試験（公告）

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条第２項の規定に基づき、獣医事審議会が同法第11条の規定に基づいて行う第66回獣医師国家試験に関し、次のように公告する。

平成26年10月２日　　農林水産大臣　西川　公也

1　試験の日時

平成27年２月17日（火曜日）　９：30～16：50

平成27年２月18日（水曜日）　９：30～15：00

2　試験の場所

試験地	試験の場所
北海道	北海道札幌市北区北七条西１丁目１番　秀英予備校札幌校
東京	東京都江東区有明３－５－７　ＴＯＣ有明４階
福岡	福岡県福岡市博多区博多駅前４－２－25　代々木ゼミナール福岡校

3　試験の種類等

⑴　試験の種類

試験は、必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験に分けて行う。

⑵　試験の科目

必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも獣医学全般について出題する。なお、具体的な出題対象範囲は、獣医師国家試験出題基準（平成21年３月獣医事審議会決定）による。

⑶　試験の出題数

必須問題に関する試験は50問、学説に関する試験は160問、実地に関する試験は120問とし、合計で330問とする。

⑷　試験の方法

必須問題に関する試験、学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式（マークシート）による。

4　受験資格

⑴　現行の大学の獣医学の正規の課程（６年制）を修めて卒業した者（平成27年３月31日までに卒業すると見込まれる者を含む。）

⑵　昭和53年４月１日から昭和59年３月31日までに大学に入学して獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて卒業した者であって、大学院において獣医学の修士の課程を修了した者

⑶　大学の獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて昭和28年３月から昭和53年３月までに卒業した者

⑷　昭和53年３月31日以前に大学に在学していた者であって、大学の獣医学の正規の旧課程（４年制）を修めて昭和53年４月１日以降に卒業した者

⑸　外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であって、獣医事審議会が獣医師法第12条第１項第１号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

⑹　獣医師国家試験予備試験に合格した者

⑺　学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第３条第１項の規定により旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学として存続した学校であって獣医師免許審議会が認めたものの農学部獣医学科を昭和26年３月以降に卒業した者又は同項の規定により旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校として存続した学校であって獣医師免許審議会が認めたものの獣医学科を昭和26年３月に卒業し、かつ、その学校の専攻科１年の課程を修め、これを昭和27年３月までに卒業した者

⑻　獣医師法附則第６項、第７項若しくは第18項又は旧獣医師法（大正15年法律第53号）第１条の規定により獣医師の免許を受けた者であって、４年以上獣医師としての経験がある者

5　受験手続

⑴　提出書類等

①　全ての受験者が提出する必要があるもの

ア　受験願書

別記様式により作成すること。

イ　写真

出願前６か月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上半身で、縦35ミリメートル、横35ミリメートルの写真（裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を受験願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。

ウ　返信用封筒

市販の長型３号の封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を使用し、表面に、受験票の送付先の郵便番号及び宛先を記載すること（返信用切手は不要）。

②　４の⑴に該当する者が提出する必要があるもの

卒業証明書（受験願書の提出期限までに卒業証明書の提出ができない者にあっては卒業見込証明書。この場合においては、平成27年２月13日（金曜日）までに、卒業証明書又は卒業決定証明書を追加で提出すること。）

③　４の⑵に該当する者が提出する必要があるもの

卒業証明書及び修了証明書

④　４の⑶に該当する者が提出する必要があるもの

卒業証明書